

# 藩制確立期の新田開発

—仙台藩の場合—

榎 山 和 民

## 一、はじめに

藩体制成立の過程で実施された新田開発が、幕藩制の基盤となる小農民の自立をもたらし、家父長的大経営の解体を進行させ、幕藩制的な領主対農民の直接的対立関係を確定する意義を持つていたことは、すでに認められている事実である<sup>(1)</sup>。

さて、後進地仙台藩における新田開発の場合はどうであろうか。仙台藩では、元和—寛文延宝期(一六一五—一六八〇)までに、表高六二万石にも匹敵する大規模な新田開発が実施されている。この開発が、はたして小農民の自立に基づく領主対農民の直接的対立関係の確定(＝幕藩体制の基礎構造の確定)という意義を持ち得たであろうか。このような観点から仙台藩の新田開発の意義を考察したい。

ところで、仙台藩初期の研究は、寛永検地帳を基軸として、農村構造を持高構成、農民身分、屋敷の面から把えた静態分析<sup>(2)</sup>、天正から寛永に至る検地帳の検討による、近世的「村」成立事情に関する論考<sup>(3)</sup>、支配体制の問題としての給人地方知行制、家臣団編成、仙台藩に特有な質文制

の成立に関する論文等<sup>(4)</sup>を持つが、仙台藩の経済基盤の構築と、農村構造の変化に大きな役割を果たした、新田開発に関する研究は極めて少ない<sup>(5)</sup>。本論では、まず仙台藩における新田開発の実態分析を行ない、さらに、つぎの二点に視点を据えて、仙台藩の新田開発の藩制的意義を考察してみたい。

第一に、大規模な新田開発が、藩の政策とどのように対応し、どのような形態をとつて進展するのかを考え、さらに仙台藩の新田開発は、その大部分を給人によつて為されているが、この事実は、給人地方知行制との関連から、仙台藩の藩体制確立に対していかなる意義を持つていたのかもあわせて考えたい<sup>(6)</sup>。

第二に、新田開発の主導権が、農村においていかなる階層によつて握られ、開発の進展によつてどのように変化するのかを分析することにより、仙台藩における基礎構造の内部変化を追求する。

註

(1) 最近の業績では、朝尾直弘氏『近世封建社会の基礎構造』、山口啓二氏

「藩体制の成立」(岩波講座『日本歴史』近世2所収)などがある。

(2) 佐々木慶市氏「近世東北農村の形成と構造」(『東北史の新研究』所収)、  
宮手毅氏「仙台藩寛永検地帳の分析」(『岩手史学研究』二三号)

(3) 遠藤進之助氏「仙台藩における近世初期検地の研究」(『近世農村社会史  
論』所収)

(4) 渡辺信夫氏「給人」地方知行と村に関する一試論」(『東北文化研究室紀  
要』第三集)、斎藤銳雄氏「仙台藩の家臣団構成―成初期の考察」(『日本歴  
史』二一九号)、小林清治氏「仙台藩における『貫文制』の成立」(『文化』  
一七号)

(5) 『仙台藩農政の研究』、『宮城県史』近世篇、前掲斎藤氏論文において部  
分的に論じられているにすぎない。

(6) 平重道氏は『仙台藩農政の研究』で仙台藩の新田開発は、江戸廻米の利  
益を直接の原因として行なわれたものと説くが、筆者は仙台藩の基礎構造  
と家臣団編成のあり方に規定されたもので、廻米の利益は副次的な要因と  
して作用したと考える。

## 二、藩制形成期における新田開発

天正十九(一五九二)年、葛西大崎の乱平定後の政宗は、豊臣秀吉によ  
り知行替を命ぜられ、伊達氏旧来の所領の一部である黒川・宮城・名取  
・柴田・伊具の各郡と、宇田郡の一部、志田郡松山・桃生郡深谷が安堵  
され、戦国大名時代の本拠米沢・伊達・信夫地方の替地として、旧葛西  
大崎領十三郡が宛行われた。さらに関ヶ原の役後刈田郡を、寛永十一  
(一六三四)年には常陸・近江に一万五千石の飛地を加増され、近世大名  
伊達氏の所領に仙台領が確定した。

天正十九年伊達氏が岩出山に入部した段階における仙台藩領域は、中

世的な「在家」そのものを中核として農業経営が行なわれていた地域で  
あつて、葛西大崎の旧領は言うに及ばず、伊達氏の旧領でさえも、伊達  
氏麾下の武士は、「在家」を通して年貢徴収・行政・司法権にまでも及  
ぶ強固な農村支配を行なつていた。<sup>(2)</sup> 彼らは又、対領主関係においても、  
土地所有権に対する制限を受けず、名跡相続についても何ら規制されて  
いない等、相対的独立性が強かつた。

このような状況の下では、未だ支配基盤を確立していない政宗にとつ  
て、直ちに家臣団の在地性を払拭して、直接生産者の把握に基づく、生  
産物地代原則による「藩体制」を構築し得なかつた。ここに給人地方知  
行制の採用による二重支配体制が採られるに至つた。

さて、入部後の政宗は、はじめに領国支配における軍事・行政組織の  
整備を目的として、旧家臣団と葛西大崎の旧臣の召出しにより新たな家  
臣団の編成に着手した。天正十八(一五九〇)年までの家臣団は、「家格」  
を与えられた六八名の上級家臣を含む一六五名を中心に構成されてい  
た。移封に際して、「家格」所持層は、領主の軍事的・政治的要求から、  
新領において軍事的拠点、交通の要所に「要害」・「所」・「在所」を与え  
られ、藩政上の重要な位置に配置された。<sup>(3)</sup> 彼らの中には、大名領にも匹  
敵する一〇〇〇貫文を越える所領を知行し、仙台藩における支藩的存在  
を成す者も多い。<sup>(4)</sup>

一方、移封後政宗の没する寛永十三(一六三六)年までに新たに召出さ  
れた家臣は、「家格」所持層が四三名、平士層が四二五名に達し、移封

前の約三倍にも達する膨大な家臣団が形成された。寛永十三年以降の召出しが、「家格」所持層・平土層共に、既成家臣団からの分出を主とする家臣団の整備補強の性格を強くしているのに対して、この時期は葛西大崎の旧臣の取立が非常に多くの部分を占めていた。

このように大規模な家臣団の編成は、上級領主権を幕府に握られた政宗が、仙台藩における領国支配権の確立と、幕藩体制の下における六二万石大名に賦課される軍役負担から、必然的に要求されたものである。<sup>(5)</sup>ところで、この巨大な家臣団を維持するための仙台藩の経済基盤は、伊達氏知行替の直後、浅野正勝が施薬院宗全等に宛てた書状に、<sup>(6)</sup>

一 (上略) 葛西大崎之儀罷下砦於京都承ニ相異仕三分一立毛付申候、是にては何共彼御進退難續儀共候、現々米澤之儀會津へ可被付ニ相究候ハ、責而當年一所務、伊達殿へ被遣候様ニ御才覺可被成候事、  
一 田村・鹽の松・信夫・伊具・米澤・刈田半分參候へハ六郡半ニ候、殘而柴田・宮城・黒川、扱又葛西大崎ニ候、(中略) 葛西大崎半分新知与被思召候へ共、本知行半分ニ被罷成候へハ、政宗外聞實儀迷惑成進退ニ被成候、(傍点極山、以下同)

とあるように、移封前の半分程の生産しか上げ得ない、極めて脆弱なものであった。にもかかわらず、六二万石大名としての過大な家臣団を形成しなければならなかった政宗は、知行の「何共彼御進退難續」き状態を脱却し家臣団を維持するに足る藩経済の確立を急務とした。

ここに政宗による耕地開発が展開される。本論では政宗治下の新田開

発を第一期新田開発と呼ぼう。

この時期の開発形態は次の二種類に分類される。

第一は、伊達政宗領知黒印状に、

宮城之内、一かさがみ野地、一同大城沼志里、一同げばが澤野地、  
右三ヶ所五年<sup>(荒野)</sup>かうやニ下置候、かうや過候ハ、檢地申請、起目次第ニ役可仕候者也、<sup>(7)</sup>

と記されている形態のものである。すなわち領内各地にわたつて広範に分布する開発可能な野谷地を、給人に対して知行地そのものとして安堵することにより、給人をしてそれら野谷地を開発せしめる方法である。

第一期における新田開発は大部分この形態を採つて行なわれた。

第二に、量的にはわずかではあるが、

一、<sup>(寛永元年)</sup>同八拾町 大場惣右衛門

此内起目三町ほと

但、流ノ内<sup>(油田)</sup>ゆた、えひ島<sup>(懸)</sup>、すぎのり<sup>(杉郎)</sup>、いのおか<sup>(猪岡)</sup>四ヶ所野谷地御藏新田あつかり所、<sup>(8)</sup>

にみられるように、蔵入地の一部を給人に預けて開発させる方法も採られている。

これらはいずれも、依然として在地に経営基盤を持つ給人労働力を使役する事によつて開発を行なわしめるものであり、藩が直接関与して開発に当るものではなかつた。<sup>(9)</sup>

給人に対して付与された野谷地は、五年間の鎌下年期を定めて、再生

産の保障を行ない、荒野明けに伴なう新田検地によつて、本地として知行地の一部に組み入れられた。

ところで、かかる方式をとつて推進された耕地開発においても、領主規制が給人へ付与された野谷地に対する開発権の制約として現出している。「給人拜領ノ野谷地開發セサル所ハ、歛先キ次第二餘人ニモ渡ス」<sup>(10)</sup>べきものと規定され、五年の歛先年期内に開発が行なわれなかつた場合には、全知行地の没収という強硬な手段も取られている<sup>(11)</sup>。また、拝領地以外の土地を開発した場合にも、

一迫之内、いづの原・舟澤兩所之野谷地、五年こうやに下置候、

(中略)但本知行ニ合四十貫文之所可下置候、其外起候所をハ、藏入ニ可仕候、<sup>(12)</sup>

と言われているように、藏入地として藩によつて没収されている。ここに、給人の生産力に応じた開発が、著るしく制限されていたことを知り得る。

以上に見たように、第一期新田開発は、藩財政の確立を急務として行なわれた為に、給人の持つている家中・足輕層を労働力として利用し、給人の生産力を考慮する事なしに、給人に対する知行安堵として一方的に野谷地を割当て、強制的に開発させたもので、ここに第一期新田開発の領主的意義がある。

つぎに、給人による耕地開発の実態はどのようなものであつたのか。

天正検地によつて把握された仙台藩の貫高は、四二八一四貫文であ

る。その後文祿・慶長・元和の検地を経て、寛永十七(一六四〇)年に開始された領内総検地によつて、領内の総高は、七四五二九貫文に達して<sup>(13)</sup>おり、この間、実に三一七一五貫文にも及ぶ開発が行なわれた。このように大規模な開発は、給人によつてどのように施行されたのかを、藩領全体にわたつて検討することは困難であるが、延宝年間に作製された「御知行被下置御帳」<sup>(14)</sup>によつて、この問題に接近しよう。開発が開始される時期は、伊達家文書中に収められている、野谷地付与を主要内容とした伊達政宗領知黒印状には、元和四(一六一八)年以降のものが多<sup>(15)</sup>い事、歛下年期(五年間)が明けることによつて施行された新田検地による知行地化が、寛永元年(一六二四)から多く現われてくる事によつてもうかがえるように、元和年間(一六一五―一六二四)に求められる。これは北上川の改修工事等を通して藩が積極的に開発政策を進める時期とも符合する。つぎに新田開発を開発面積から見れば、「一門」伊達安芸が三二〇町、石川民部が六六貫五〇〇文、「御一家一族衆」片倉小十郎が二四三貫九一八文、瀬上淡路が百貫文、黒木上野が五〇貫二二〇文、「侍衆」津田豊前が一〇一貫三九〇文という大規模な開発を行なつている。彼らはいずれも移封に際して伊達氏によつて知行替を行なわれた給人層である。一般にかかる階層が広く耕地開発に参加しており、とりわけ「家格」を持ち、知行高二〇〇貫文を越すような大家臣層において、極めて大きい開発が為されている点が注目されよう。

藩制成立期における新田開発に現われたこのような現象は、第一に、

仙台藩成立の事情から、「家格」所持層は、新たな知行地において、その地が軍事的拠点の性格を強く持つているにもかかわらず、低生産性の地所であるが故に拠つて立つ経済基盤が脆弱であつたこと、第二にこのような状況にもかかわらず、家格に対応した多くの陪臣層（家中・足輕）を保持しなければならず、自己の再生産維持のため財政の確保と陪臣層の安定を計ることを要求された。このような、藩にみられたと同様の事情に加えて、藩が地方知行体制を採つたことから、新たな給地において、旧来の「在家」的農業生産関係を温存しつつ、家臣団を定着させ経済基盤を確保するためには、新たな耕地の開発を必然のものとした。中世以来、「地頭」としての「在家」支配権を保持し続けており、知行替の行なわれなかつた家臣の間に開発が展開されなかつたのは、その証左と言えよう。また大高持層によつて開発が進められた理由はつぎのごとくであろう。つまり、生産力の上昇が土地生産力の上昇による「労働生産性」の増大によるものでなく、多労働量投下による耕地拡大に求められたこの段階において、多くの陪臣層を直接労働力として使役することを可能とした大身層が、耕地開発により適格的であつたからである。

岩田山入部以後約五十年間に、新たな家臣団の編成、耕地開発による藩経済基盤の拡充が行なわれ、仙台藩の基礎が形成されるが、このような領内の状態を近世的支配体制に編成するのは、寛永十七年に開始される領内総検地を遂行した忠宗である。この時期には新田開発の面でも新たな展開が見られる。つぎに藩制確立期の新田開発を考察する前に、仙

台藩の藩体制を規定した農村構造はいかなるものであつたか、寛永検地の成果に立つて概観しよう。

註

- (1) 前掲『仙台藩農政の研究』一一一。
- (2) 小林清治氏「東北大名の成立」(『東北史の新研究』所収)。
- (3) 小林清治氏「東北大名の成立」、斎藤銳雄氏前掲論文。
- (4) 「要書」を拝領した亙理伊達氏は二三八五貫、涌谷伊達氏は二二四貫、角田石川氏は二二三八貫、登米伊達氏は二〇〇〇貫、水沢伊達氏は一六一三貫、岩田山本郷伊達氏は一四六四貫の知行高を持つていた。  
なお、仙台藩では藩制期を通して石高制を採用せず、年貢高の表示↓生産高の表示↑と性格を変えた貫文制を用いた。擬性化された貫文制(生産高表示)の萌芽は文禄検地の際に見られ、寛永検地に至つて、一貫文↓十石を表示する物納年貢の尺度となりきつた。詳しくは、小林清治氏「仙台藩における『貫文制』の成立」を参照されたい。
- (5) 平常の軍役負担に加えて、元和六(一六二〇)年の江戸城普請、二ノ丸露地の普請等臨時の課役も多い(『伊達家文書』、一一三六号・一一七〇号)。
- (6) 『伊達家文書』六〇九号、天正十九年浅野正勝書状。
- (7) 『伊達家文書』八二六号、伊達政宗領黒印状。
- (8) 「石母田家文書」所収「御かうや仁年かり新田之覚」(『仙台藩農政の研究』四〇一頁)。
- (9) 『宮城県史』八、土木篇、『仙台藩農政の研究』一一〇頁等により、藩が新田開発の基礎となる大灌漑工事を起し、北上川の改修による開発基盤の醸成を行なつてゐることは知られるが、直接新田開発は実施していない。
- (10) ・(11) 『義山公治家記録』宮城県立図書館蔵。
- (12) 『伊達家文書』八二〇号。
- (13) 『岩手県史』近世篇1、二三七頁。
- (14) 宮城県立図書館蔵。

本史料は、藩が全家族に対してその出自・知行地・知行高の変遷・新田開発の状態・奉公の状態等について累代にわたつて書き出させた六十巻にもおよぶ膨大な史料である。

(15) 野谷地付等を伴つた領知黒印状の初見は元和元年である。

### 三、藩制確立期の農村構造

仙台藩における藩体制は、寛永十七(二六四〇)年に始まる領内総検地と関連諸法令の整備によつて、給人地方知行制を根幹として設定された。

天正十八・十九(二五九〇・九一)年に施行された太閤検地は、出入作関係を精密に把握したもので、近世的「村」確立のための前提とみなし得るものであつたが、村を越えた「散り懸り」関係が維持され、検地登録人が農奴主層Ⅱ「在家」を主体としたものであり、その後政宗によつて実施された文祿・慶長の検地も特に期を画するものではなく、元和の検地においても、その基本は何ら変わるものではなかつた。もつとも、農村内部にあつては、藩制成立期における新田開発政策の進行の過程において、わずかながらも新百姓の分出が行なわれており、「村切り」の胎動も見られるに至つてはいるが、それは微々たるものであつた。

ところで、寛永十三(一六三三)年政宗没後、忠宗の襲封を転機として、このような状況は一変し、ここに直接生産者を支配する藩体制の樹立が目指されることとなつた。寛永十三年十二月の領内検地帳を収納していた藩庫若林御蔵の消失、寛永十四年に領内を襲つた飢饉等の天災を契

機として、領内の荒廃を復興するという名目の下に、近世的支配関係樹立のための諸政策が実施された。寛永十五年の「御郡方御式目」、同十七年の「御郡方万御仕置」、二十一年の「御村方万御定」等の一連の法令により、在地支配に関する規定がなされ、農政に対する基本姿勢が打ち出されると共に、税制の整備が行なわれた。また、「散り懸り」関係の整理による近世的行政村の確定と、封建貢租負担者としての農民身分の設定および耕地の掌握を目的とした寛永検地が施行された。さらに寛永検地の成果を踏まえて、詳細な知行目録を伴つた知行安堵が行なわれた事、「村」単位に高人数改帳が作製された事などにより、蔵入地・給人知行地を問わず、全領の封土ならびにこれに緊縛された労働力総量も把握されることになつた。

いま、寛永検地によつて把握された結果に従つて、藩制確立期の農村構造を概観しよう。

検地の施行で、従来部分的に把握されていたにすぎない仙台藩領が全藩的に把握された。それは、貫高を用いた生産高表示にもとずき、文祿検地の際に用いられた三六〇歩一反の制を三〇〇歩一反に改め、三段階の銘付を五段階とし、屋敷内の田畑、茶畑等に至るまで全耕地を対象とした精密な耕地の掌握にある。また、同時に百姓身分の設定による貢租負担者の確定が為されている。検地帳に現われた農民身分は、本百姓・新百姓・内・内ノ者・家中・足輕等に大別された。中世の「地頭」・「在家」に系譜を持つ標準的な自営農である本百姓に対して、新百姓は

寛永検地以前に自立した百姓を指す。しかし、家族構成、経営規模の点では何ら本百姓と変ることなく、諸役の負担も本百姓と同一基準で扱われていた。内・内ノ者は、耕地のみ名請して屋敷を持たないか、屋敷のみ名請している者で、自らの農業経営を独立して行ない得ない者を指す。

本百姓・新百姓の名請している屋敷は、五反歩以上の面積を持つものも存在し、一般に一反歩を越える広い面積を持ち、その中に畑や茶畑はもちろん、水田までも包摂しているものもあり、隷属農民の住居をも持った「在家」的性格を強く残しており、独立した一個の農業経営体を形成していた。屋敷内の家族構成は、保呂羽村においては正保二（一六四五）年に十一名、慶安二（一六四九）年に十二名、北小梨村では慶安二年に八名、下油田村では延宝八（一六八〇）年に十三名となつて<sup>(10)</sup>いる。家族構成を具体的に知るために、前記二村について、屋敷内家族構成を次の形態に分類し、持高との関連から考えてみよう。

A、屋敷構成員が血縁家族のみによつて構成されているもの。

イ、単婚家族構成を成すもの。

ロ、複合家族構成を成すもの。

B、屋敷内に隷属農民が存在するもの。

イ、人頭家族が単婚家族構成を成すもの。

ロ、人頭家族が複合家族構成を成すもの。

表1、2に依れば、純粋に単婚家族形態をとつている者は、保呂羽村

表1 保呂羽村家族構成表  
(正保2年・人数改帳・検地帳より)

		1貫文以下		1～2貫文		2貫文以上	
		件数	家族平均	件数	家族平均	件数	家族平均
A	単婚家族	5	5	1	3		
	複合家族	4	7	7	13		
B	単婚家族	4	6.5	3	10		
	複合家族	4	10.5	10	14	4	23

表2 北小梨村家族構成表  
(慶安3年・人数改帳より)

		1貫文以下		1～2貫文		2貫文以上	
		件数	家族平均	件数	家族平均	件数	家族平均
A	単婚家族	8	3.3	3	4		
	複合家族	9	7	14	7	1	9
B	単婚家族	1	5	4	9.5	7	12
	複合家族	1	6	12	10	8	15

で十四パーセント、北小梨村で十六パーセント存在する。しかし、中規模以上の経営体においては、そのほとんどが複合家族形態、もしくは隷属農民を所有しており、大家族形態をとるものが支配的であった。隷属農民所有のものについては、保呂羽村が六〇%、北小梨村が四八%、下油田村が四二%となつており、これは対象村の畑地率がそれぞれ六七%、五九%、三八%となつている点と密接に関係している。すなわち、畑地率の増大は、低い銘付の土地の増加、つまり持高に対する耕地面積の増大を示しており、農業経営形態は必然的に多労働量投下を前提とする大

家族経営の形を採らなければならない。また一般的に平常の農業経営においては、耕作に当つて単位面積当りの投下労働力は水田より畑に大であることから、隷属農民の所有は畑地率増加に伴なう必要労働力の増大と密接に関係する。山間地帯において隷属農民の自立が遅れる原因の一つがここに求められよう。<sup>(11)</sup>

また、屋敷内労働力によつて生産を維持できない地域、特に多労働量の投下を余儀なくされている山間部の畑作中心地帯においては、作人による労働力の補填が行なわれていた。保呂羽村においては、寛永検地帳から二五名の作人が検出され、一四名の名請人の耕地を耕作していた。畑作中心地帯長坂村においても六〇名の作人が存在した。彼らの中で身分の明らかな四五名の内訳は、名請人一七、「内」百姓一八、隠居一となつている。彼らは必ずしも一名請人の作人として存在するのみではなく、数名の名請人の作人として検地帳に現われることがある。

以上のように、寛永検地の行なわれた段階では、地域的に若干の特徴を有しながらも、家父長的大高持百姓を中心とする農業経営が支配的であつた。しかし、寛永検地後に行なわれた新田開発による生産力の上昇に伴なつて、漸時血縁家族の分出、あるいは「内」百姓の上昇による新百姓の自立化現象により、農民層分解が見られ、次第に大家族経営体の解体が進行し、小農民自立を促がす基盤が形成された。

このような基礎構造に立脚する郡村に対する支配体制は、給人による地方知行が行なわれたことから、二重統治機構を持つたものとなつた。

表高六二万石は全て給人の知行地であるとさえ言われた<sup>(12)</sup>。仙台藩領は、一円的知行形態を採る大身層の知行地、相給形態をとる一般給人層の知行地および蔵入地が錯綜して分布している。この複雑な知行地の存在状況から、「村」の支配は、藩によつて検地村単位に配置された村役人と、給人知行地の年貢徴収権の代行ならびに限られた村役人的権限を有する地肝煎によつて行なわれた<sup>(13)</sup>。給人の対農民支配は、年貢の徴収とそれに付随した諸役の徴収に限定され、かつそれらはすべて「郡村並」蔵入地と同率<sup>(14)</sup>に行なわれるものと規定され、給人の恣意的搾取は藩によつて著しく制限されていた。ここに、給人地方知行を廃止し得なかつた封建領主の給人知行権に対する限定を通じた領国支配の一元化への指向を見るのである。

つぎに前述のごとき基礎構造に立脚して行なわれた藩制確立期の新田開発の政策面を検討したい。

#### 註

- (1) 遠藤進之助氏「仙台藩における近世初期検地の研究」(『近世農村社会史論』所収)。
- (2) 小林清治氏「仙台藩における『貫文制』の成立」。
- (3) 寛永検地以前の新百姓の分出は、彼らの経営規模、家族構成、諸役の負担等何ら本百姓と変る所がなく、農奴主的大経営体の再生産であつたと言える。
- (4) 「石母田文書」(『仙台藩農政の研究』四三四頁)。
- (5) いずれも『仙台藩農政の研究』所収。
- (6) 遠藤進之助氏前掲論文。

(7) 寛永検地に関しては、遠藤進之助氏前掲論文、宮手毅氏「仙台藩寛永検地帳の分析」(『岩手史学研究』二三号)、給人地方知行制との関連から、渡辺信夫氏『給人』地方知行と村に関する一試論(『東北文化研究室紀要』第三集)がある。寛永検地帳の分析には、仙台藩奥郡(現在の岩手県南部)を扱った『岩手県史』近世篇Iに詳しい。

(8) 安藤重雄氏「仙台藩における給人支配と農民闘争」(東北大学『国史談話会雑誌』八号)

(9) 『仙台藩農政の研究』

なお、内・内ノ者に対して、従来名子・水呑・被官などの隷属農民と同質のものとして把握されていた(『仙台藩農政の研究』)。しかるに、保呂羽村において、寛永検地帳に内・内ノ者と記されている者を、正保二年高人数改帳で見れば、「内」百姓はいずれも水呑までも含む本百姓と同様の家族構成を成し、五人組の組子となっている。また、作人として他の名請人の耕地を耕作している。さらに、慶安三(一六五〇)年の人数改帳によれば、柳沢屋敷与左衛門内孫左衛門、中上屋敷平十郎内久作は共に柳木屋敷・中上屋敷を形成した。寛永検地段階で「内」として扱えられたものは、何らかの形で本百姓に從属していた、独立しつつある農民で、「内ノ者」と区別されなければならぬ。(農政改帳は『仙台藩農政の研究』所収)

(10) 『仙台藩農政の研究』所収人数改帳によつて算出。

(11) 畑作中心地帯狼河原村における隷属農民の自立は、享保期に至つて実現される。(細井計氏「仙台藩中期における新百姓の自立過程」(『日本文化研究所研究報告』別巻第四集所収))

(12) 小林清治氏「東北大名の成立」。

(13) 渡辺信夫氏前掲論文。

(14) 寛永十五年「御物成方」(『仙台藩農政の研究』二五七頁)。

#### 四、新田開発政策の展開

領内総検地と諸法令の整備によつて、直接生産者を把握する近世的支配

配体制の構築を指向する過程において、新田開発政策は新たな展開を示す。藩制形成期において見られた、給人を対象とする野谷地の付与を新田開発の基本形態としながらも、藩は農村における生産力構造への配慮を行ない、他方給人地方知行制の下で自らも農業経営者である給人は、自己の生産力に対応した形で、開発への参加を行ない得るようになった。

この時期の開発の基本は、寛永十五(一六三八)年の租税に関して規定した御郡方御式目<sup>(1)</sup>に、

一、御分領中新田、其村々田畑不足之所見届、御郡奉行書付ヲ以為起可申候、但諸々御買谷地ニ申受、起不申候所ハ、其村之百姓共ニ繰先次第ニ為起可申候、仮令御買谷地ニ仕候所成とも、起不申野手取之所ハ、則谷地召上可申候、野手不申所ハ、老町老歩之余起申者持出、本主へ相返申候事、

と規定され、寛永十七(一六四〇)年の「御郡方万御仕置」<sup>(2)</sup>に、

一、新田之儀ハ、諸々御竿入候所ハ本田並御帳付可被申候事、

但此度初而御竿入候所ハ、野帳より之下ニ新田と書付可被申候、

附御印判新田老町老歩之新田、何も寛永十五年紀迄ハ給人之名付

ニ可被申候(下略)、

と記されている。

この時期における新田開発の形態は、郡奉行の見届による「御印判新田」と、給人によつて野谷地を買い上げられた「御買谷地」新田の二つ

がある。正保以降（一六四四）の新田開発の多くが、「御印判新田」の形態をとり、給人に対する野谷地の付与を主として実施されていることから、給人地方知行の定着・維持に結果した点では、成立期における開発に通じるところがある。しかるにこの期の開発は、村における耕地の存在状況を考慮しながら、

一、野谷地新田ニ望之衆於有之は、御村中萱草刈場ノ上納障ニ不成通、御代官衆へ引添見届吟味之上可被申聞候事<sup>3)</sup>、

と規定されている事からも判明するように、給人側からの申請に基づいて野谷地を付与するものであつて、第一期に特徴的であつた、領主が一方的に野谷地を知行地そのものとして開発させる方法とは著しく様相を異にする。

給人の野谷地申請に対して、藩は明暦二（一六五六）年二月の「禿百姓之御定」において、

一、野谷地五拾町も百町も八ヶ年切ニ拝領被申候衆ハ、四年荒野明候ハハ御竿入御帳極、翌年より又四年過御竿入（下略）、

と定められている如く、付与面積に対して何ら制限を加えていない。たとえば、「御知行被下置御帳」によつて見ても、伊達安芸が承応二（一六五三）年に三三町歩、明暦年間（一六五五）一六五八）に三五五町歩、伊達将監が慶安元（一六四八）年に一四三町、明暦四（一六五八）年に五〇〇町、伊達左兵衛が慶安四（一六五二）年に一〇〇町、片倉小十郎が承応三（一六五四）年に二〇〇町の野谷地を付与されている事からも明らかで

ある。

第一期と同じく開発された耕地は、新田検地を受けて給人知行地に編成される。寛永検地以降の開発においては、野谷地は四年間の開発期間が与えられ、「荒野明け」による第一回の検地を受け、さらに四年間貢租を免ぜられ、ふたたび検地を受けて知行地として安堵される<sup>5)</sup>。ところで、給人の野谷地に対する開発権は、「御印判新田」は言うに及ばず、「御買谷地」新田の場合でも、決して絶対的な専有開発権を持つものではない。藩制形成期におけると同様に、歟下年期内に開発が行なわれなかつた場合には、「御印判新田」では「其村之百姓共ニ歟先次第二為起るべきものとされた<sup>6)</sup>。「御買谷地」新田の場合でも、開き残りの野谷地は召上げになり、余分に開発された場合は藩によつて没収された。八年間の歟下年期を経て安堵された新田に対する貢租は、「新田之儀ハ諸々御竿入候所ハ本田並御帳付可被申候事<sup>7)</sup>」とあるように、すべて本田と同様に扱われている。ただ、寛永検地以後、領内総検地が行なわれていないために、名称においてのみ「新田」と称され、それ以前の耕地と区別されてきたにすぎない。

ところで、藩は給人の申請による野谷地の開発を無制限に認めていた訳ではない。農業生産に対して阻止的要因として作用するような開発は一切許可していない。

一、野谷地新田望之家於有之ハ、御村中上納并草萱刈場之障不成通見届、吟味之上可被申聞候事<sup>8)</sup>、

に端的に示されているように、萱草刈場の保護が貢租の一つである小物成<sup>(9)</sup>「入草」の上納の減少を防止する意図を持っていたものであると同時に、家畜の飼料、堆肥生産のうえに重要な役割を果たした草刈場の保護による再生産の保障という意味を強く持っていた。さらに、新田開発に伴なう灌漑工事についても、次の規制が為された。

一、御領分中御普請面々、御郡川除堰堤御普請所各見当ヲ以、毎年耕作障無之候分ハ、普請相極候様被申付、大分之儀ニ候ハ、可被申聞候、仮令跡々より在々堰堤川除候とも、指而用水并水損之為不罷成所ハ捨置可被申候、附堰堤川除新川為堀可然所ハ、諸給人衆雖為知行、各見当次第ニ相紛可被申候、侍屋敷倒候とも、無遠慮此方へ相談可有之、若諸給人衆自分之勝手斗ニ手前ニ而普請仕、他所へ障候儀難斗候間、右様之所ハ為相止可被申候、御普請所出来以後、御人足入方其外吟味可被申候事<sup>(10)</sup>、

小規模な灌漑工事は、給人が行なうことを基本としながらも、その工事が「毎年耕作障無之候分ハ普請相極候様」とあることからうかがわれるように生産への支障を与えないことが第一の要件とされた。また、給人の恣意的工事が他の耕地に対する耕作上の障害となるようなことは一切停止されていた。これは、給人の対農民支配における行政的・司法的支配の禁止と共に実施されたもので、藩は給人の保持する労働力を利用することによつて藩経済の安定を計りながらも、農村と密着した給人の在地支配権の掌握による領主的支配関係の形成を抑止するという意図があ

った。これらの対給人規制は、万治期（一六五八―一六六一）に入り、開発そのものの制約として現われる。

すなわち、

万治元年、知行地統野谷地拾四町五反拜領、土手落堀等迄致普請候処、御分領中新田御法度（下略）<sup>(11)</sup>、

の処置が為され、万治三（一六六〇）年には、

野谷地新田望候もの有之者、吟味之上、貳拾町迄ハ相渡可被申候、其餘者老中江可被申斷事<sup>(12)</sup>、

と規定され、これまで郡奉行の裁断によつて付与されていた野谷地は、二十町歩を越える場合には、藩の認可を必要とするようになった。

このような新田開発政策の変化は、万治三年「伊達宗勝田村宗良連署条目写」に、

給人并郡奉行同代官、非分之儀於有之者、たとへ御一家之衆たりと  
いう共承届可被申聞事<sup>(13)</sup>、

と述べられており、給人の在地支配権の抑制と期を同じくして現われたものである。この理由はつぎのごとくである。すなわち、仙台藩の新田開発は、権力基盤の確立を目ざし、給人地方知行制の採用を通して給人の持つ労働力（家中・足軽）を十分に利用することによつて行なわれた。これは移封後に再編成された給人にとつては、自己の経済的安定と従来持っていた在地支配権の維持を可能とした。この限りにおいて、新田開発は給人にとつて藩と利害を異にするものではない。ここに給人による

積極的な新田開発が進行し、藩の目的は達せられる。しかるに、明暦期（二六五五～一六五八）をピークとして展開した開発が一段落した万治年間（二六五八～一六六一）に至り、藩は一般農民の生産構造を背景として、給人の在地支配権の抑制を実施し、一般農民による新田開発と蔵入地の増加という方向に政策を転換させる。ここに藩制確立期の給人労働力を中心とした第二期新田開発はその性格を転換し、第三期新田開発が展開する。つぎに給人の新田開発への関与と農民開発への移行の事情を、開発の実態に即しつづつ見て行きたい。

註

- (1) 寛永十五年「御物成方」（『仙台藩農政の研究』所収）。
- (2) 同書所収。
- (3) 慶安五（一六五二）年「御村方御定」（『仙台藩農政の研究』所収）。
- (4)・(5) 明暦二（一六五六）年「禿百姓之御定」（『仙台藩農政の研究』所収）。
- (6) 註4史料にも同様の規定がある。
- (7) 寛永十七年「御郡方御仕置」（『仙台藩の農政の研究』二五八頁）。
- (8) 寛文二（一六六二）年「切支丹宗門御制禁之御掟」（『仙台藩農政の研究』二六六頁）。
- (9) 「入草」は、仙台藩で四色小役と称されている詰夫・入草・夫馬・垣結の中の一つである。藩や給人の馬糧を納める役で、高一貫文につき草一駄を五月から九月までの間に納入する。後代納化し、本代九文となった（『仙台藩の研究』九〇頁）。
- (10) 寛文二年「切支丹宗門御制禁之御掟」（前掲）。
- (11) 「御知行被下置御帳」三、瀬上淡路項。
- (12)・(13) 『伊達家文書』一八二二号、青山公治家記録。宮城県立図書館蔵。

表3 仙台藩郡別開発状況

郡名	寛文4年		享和4年		元禄4年		寛永	地	以降
	書	上	書	上	書	上			
牡鹿	488.84	4134.61	2834.68	7458.13	17912.87	49163.89	石		
	1781.01	29407.01	6991.37	16254.49	6991.37	16254.49	石		
	1647.77	7615.35	7362.52	20968.57	7362.52	20968.57	石		
	5349.49	8256.55	1328.14	5539.53	1328.14	5539.53	石		
桃生	1368.39	2843.00					石		
	1163.45	407.10	638.90	2208.64	638.90	2208.64	石		
	4291.21	14381.05	6145.93	24818.19	6145.93	24818.19	石		
	2234.75	5468.13	4513.17	12216.05	4513.17	12216.05	石		
気胆	1598.35	3391.16	1417.75	6407.26	1417.75	6407.26	石		
	7336.97	24605.12	10938.40	42890.46	10938.40	42890.46	石		
	2638.45	19448.73	2756.47	24843.65	2756.47	24843.65	石		
	2799.41	12995.14	6656.32	22450.87	6656.32	22450.87	石		
志遠	1802.93	1307.82	363.70	3474.45	363.70	3474.45	石		
	1793.38	5763.59	2254.45	9811.42	2254.45	9811.42	石		
	2393.04	5309.88	4051.19	11754.11	4051.19	11754.11	石		
	4014.58	755.35	3282.54	5468.92	3282.54	5468.92	石		
巨名	4014.58	10532.12	1618.75	16165.45	1618.75	16165.45	石		
	4290.85	13852.90	4198.34	22342.09	4198.34	22342.09	石		
	2823.82	5413.04	2327.48	10564.34	2327.48	10564.34	石		
	2401.39	9350.22	1847.64	13599.25	1847.64	13599.25	石		
江宇	461.77	443.07	953.79	1858.63	953.79	1858.63	石		

註 『仙台藩農政の研究』より抄出

正保年間（一六四四～一六四八）から開始される新田開発は、元禄末（一七〇四）までに約二万貫文に及ぶ耕地を開発した。<sup>(1)</sup> この結果仙台藩の実は九四万石余に達している。この時期の開発を郡別にみると表のごとくである。<sup>(2)</sup> 表によれば、寛永検地以降貞享元（一六八四）年迄に約三三万

五、藩制確立期の新田開発

1 開発の展開と地域性

表4 寛永21年知行高に  
対する開発地率

貫高(知行高)	寛永知行高に 対する開発率
1000以上	34.2%
1000—500	24.8
500—200	33.8
200—100	15.2
100—50	16.4
50未満	50.6

「御知行被下置御帳」より作制

二〇〇〇貫文層においては、一五・二、一六・四と低い開発地率に止まる。また、他の階層においては、ほとんどの給人が開発を行なっているに對して、この階層では開発に着手していない者が目立っている。しかるに五〇貫文以下の層では、開発

石の開発が行なわれた。この集中的な開発は、旧葛西大崎領を中心とする仙台平野と胆沢川扇状地を中心として実施された。なかでも、桃生・栗原両郡において四万石を越す開発が為されたのを始めとして、登米・志田・遠田・磐井・胆沢の各郡において著るしい。

さて、この時期の開発も、寛永以前における開発と同様、その主導権は給人の手中にあつた。開発規模の点から見れば、特に「一門」層の間で大きく、正保以降延宝期(一六四四—一六八一)までに、伊達安房三八五貫文、伊達安芸二六四貫文、石川民部六七九貫文、伊達将監三三三貫文、伊達大膳一二四貫文、伊達大蔵三五八貫文の開発を行なっている。彼らはいずれも寛永検地の際に知行高が一〇〇〇貫文を越える大身である。御一門以外でも、知行高一〇〇〇貫文を越す片倉小十郎が一三四貫文、茂庭周防が五二八貫文の開発を行なっている。給人の開発を寛永検地の際の知行高の割合から見れば、表4に見るように、「家格」の所持いかんを問わず、二〇〇貫文以上の階層において高い開発地率を示している。

地率が五〇・六と極めて高い値を示しており、給人の開発は、二〇〇〇貫文の知行を有する中間層を除いた階層において積極的であつた事が判明する。それは、第一に下級家臣階級の経済面からくる要求に基づき、さらに新田開発による知行高の増加を通して、より上の階級への上昇をとげようとする欲求が働らき、ここにもみるような高い開発地率に結果したものと考えられる。また、二〇〇貫文を越える上級家臣層においては、多くの陪臣層の維持という藩と同様の状況から、家中・足輕による大規模な開発が行なわれた。

つぎに開発の時期的推移を見れば、一〇〇〇貫文を越える階層が最も早く、正保年間より開発に着手し、以降延宝に至るまで継続して大規模な開発が為される。これに對して、それ以下の階層では承応期(一六五二—一六五五)に多くの野谷地が申請されており、明暦期(一六五五—一六五八)に新田開発の第一のピークが現出する。この後、「一門」層では寛文前期(一六六一—一六六六)、一〇〇貫文を越える一般給人の間では万治期(一六五八—一六六一)、一〇〇貫文未満の給人層では寛文年間に開発の停滞が見られる。しかし、寛文後半(一六六七—一六七三)から延宝期(一六七三—一六八一)に再び進展する。寛文三年(一六六三—一六八四)の間に寛永検地以降の開発高の二分の一に相当する一万貫文の開発が為された。その後元祿期(一六八八—一七〇四)には一〇〇〇貫文の開発が行なわれたにすぎず、寛文延宝期を第二のピークとして仙台藩における初期の新田開発は終了する。<sup>4)</sup>

つぎに、仙台藩奥郡の内、磐井・胆沢・江刺各郡の農村を対象にして、開発と地域性の関連を分析しよう。

この地域は、北上川中流域に位置し、北上川添いに展開する低地と、奥羽山系に端を発し、胆沢郡を横断して北上川に注ぐ胆沢川が築いた扇状地と、磐井郡東山を中心とした山間地帯に耕地が分布している。この分析に当つて、三郡の農村を耕地状況から次の様な地域類型に分類することとした。<sup>(5)</sup>

(1) 水田中心地帯(A) 水田が全耕地の%以上を占める地域。

(2) 中間地帯 水田が全耕地の%以上%未満の地域。

(1) 中間地帯(B) 水田が全耕地の%以上%未満の地域。

(2) 中間地帯(C) 畑が全耕地の%以上%未満の地域。

(3) 畑作中心地帯(D) 畑が全耕地の%以上の地域。<sup>(6)</sup>

奥郡における各地帯の分布は図のようになる。

また、地域別各村の開発状況は表5に示すところである。この表から、A地帯とC地帯、B地帯とD地帯との間に類似した特色があることがわかる。

A地帯およびC地帯は、仙台藩農村の中にあつて、水田中心地帯あるいは畑作地帯の中における水田面積の多い、いわば先進的な地域であり、藩制の初期においてすでに開発が進行していた地域であつた。その結果、A地帯の開発が年次を経るに従つて開発量が漸時増加するに對して、C地帯においては、同地区の最初の開発の行なわれた明暦・万治期

に最も集中的に開発され、以降は遞減の傾向を持つという相異はあつても、開発面積が一般に狭少であり、かつ開発が断続的に行なわれている点が特徴的である。すなわち、A地帯においては、残された野谷地に対する開発技術の点から新田開発の着手が遅れ、鬼死骸村・峠村・滝沢村に見られるように、寛文後期から延宝期に至つて始めてやや規模を大きくした開発が実施されるようになる。C地帯における開発が遞減の傾向をとることは、山間部に位置することによつて、耕地自体に広がりを求めることが出来ず、保呂羽村において耕地面積一七町歩と中規模の村であるにもかかわらず、一一三個の堤堰を持たなければならなかつたこと<sup>(7)</sup>が端的に示すように、灌漑工事に極めて多くの労働力をさかなければならなかつたことが、開発を展開し得ない要因の一つとして作用している。

加えてこれらの地域は藩制初期から良質の耕地を擁していたことにより、蔵入地として藩の支配下に収められ、一般農民による農業経営が行なわれていた地域である。給人知行地に属し、その家中・足輕を以て開発を行なつた場合とは異なり、投下労働力の絶対量が少なかつた事も、開発が進展しなかつた要因である。

これに對して、B・D地帯においては、全般的に大規模な開発が行なわれている。しかも、B地帯若柳村において承応三(一六五四)年、万治元(一六五八)年、寛文五(一六六五)年、同十年、永沢村において万治元年、寛文八(一六六八)年、D地帯人首村<sup>ヒトミツ</sup>において万治元年、寛文十年

表 5 村別開発表

年	村名	A 西根村	A 峠 村	A 鬼死骸村	A 滝沢村	A 百岡村	A 新里村	B 金沢村	B 若柳村	B 金森村	B 中 村	B 餅田村
寛永18・19	16 41 42	478.969 5470.3.10	132.309 1485.4.03	64.031 636.8.21	105.667 1069.3.10	97.375 996.1.02	171.226 1663.6.28	174.389 1899.9.01	260.522 3209.4.29	55.224 575.7.04	39.814 460.6.20	81.356 892.8.13
正保	2 45			0.307 20.3.07				0.596 40.1.21		0.119 2.6.25	0.365 16.1.19	2.702 76.8.28
慶安	1 48										0.825 11.4.14	
	3 50						0.563 12.0.28		0.341 3.9.21			
承応	3 54	8.303 218.5.01							17.112 389.2.03			0.930 12.7.27
明暦	2 56	12.304 246.2.17	0.962 41.2.09			1.728 54.3.01		1.626 50.0.00		0.244 9.5.19		
	3 57	1.040 20.1.16							10.451 158.7.17			3.013 132.0.00
万治	1 58			3.217 68.5.00			1.136 14.8.21	8.041 131.9.01	29.638 363.9.09			
	2 59				1.761 47.5.18				1.580 28.4.11			
寛文	5 65								34.161 454.2.07			
	7 67											
	8 68											
	9 69											
	10 70	20.715 842.0.04							18.562 316.6.19	14.253 170.5.06		
	11 71											
	12 72						0.827 16.6.15					
延宝	1 73				6.995 135.3.13				3.656 96.0.02			1.400 37.2.18
	2 74	2.649 83.6.17	5.264 131.5.27	2.624 90.6.16				17.173 214.2.03		0.317 10.7.00	3.477 48.1.19	
	3 75	9.094 328.2.27				0.218 7.8.26	0.486 8.1.19		0.640 32.2.12			
	5 77											
	7 79											
天和	1 81		0.013 27.2.06	1.369 42.7.14	1.363 68.7.20			2.436 95.3.21		0.527 20.3.28		
	2 82											
貞享	1 84											
	2 85	1.228 38.4.26										
	3 86						0.060 3.2.02					
	4 87											
元禄	1 88											
	2 89	4.585 53.8.07					1.087 11.4.29					
	3 90						0.467 4.4.26					
	4 91		6.232 134.6.28	5.696 287.2.13	4.310 132.2.18		1.588 31.1.22	5.966 165.1.02		0.511 18.8.12	2.152 42.2.02	
	5 92	18.346 425.4.03										
	6 93											
	7 94	0.248 19.9.11										
	8 95											
	9 96								0.913 27.6.29			
	10 97		0.022 1.6.28	1.980 113.4.14	0.544 12.5.13			0.537 10.3.10		0.070 9.20	0.065 1.5.22	
	11 98											
	12 99	0.592 5.5.03					0.086 1.4.04					
	13 1700											
	14 1	2.858 148.2.03										
	15 2											
	16 3											

㊦ 同一欄の上部の数字は

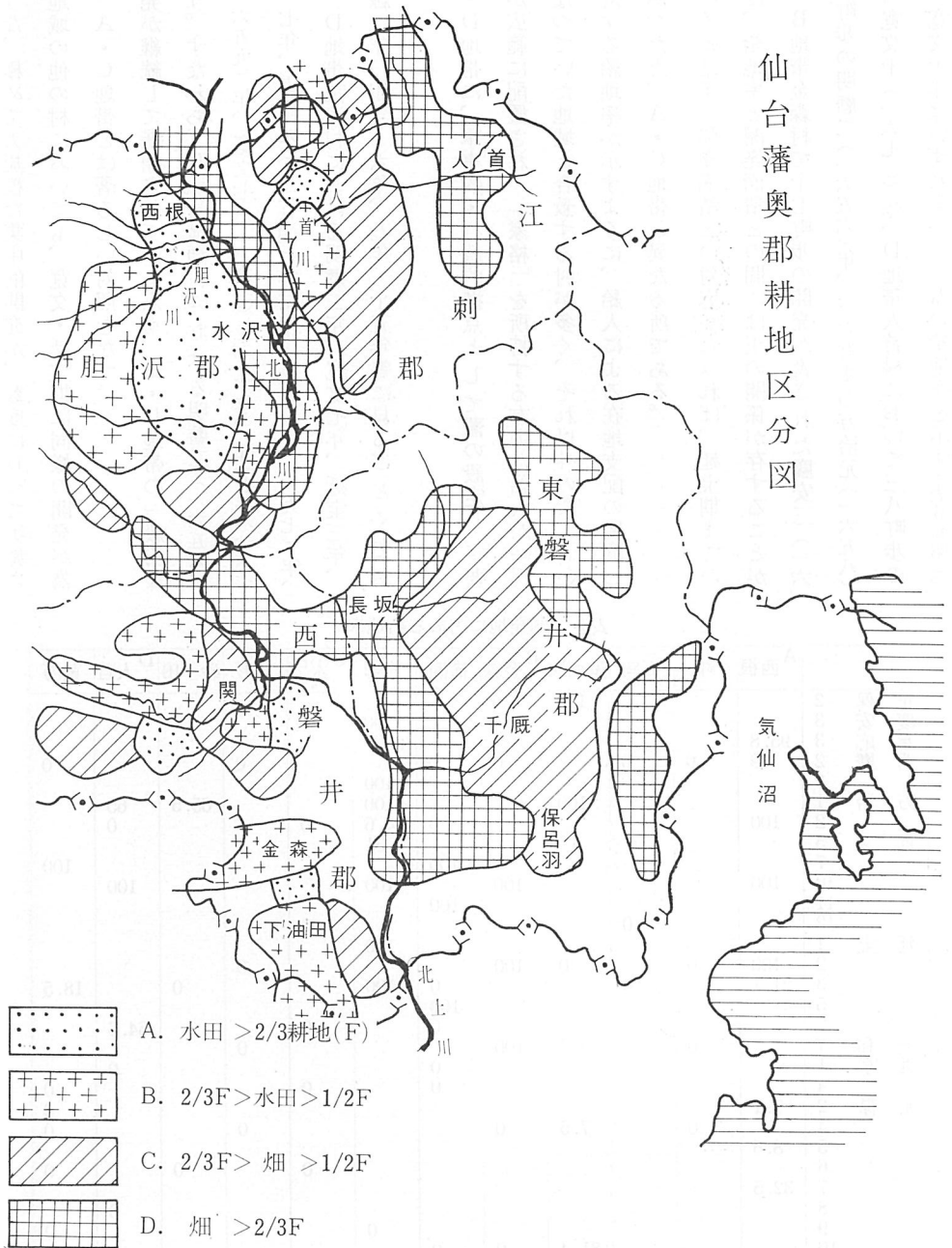
寛永18・19年の数値は、

B 土屋村	B 横瀬村	B 永沢村	B 下油田村	C 保呂羽村	C 角懸村	C 日形村	C 砂子田村	C 小田代村	D 長坂村	D 人首村	D 黄海村	D 中川村
40.206 460.3.00 1.627 50.4.16	127.399 1645.0.10	100.831 1279.2.16	75.829 827.8.21 3.261 54.7.14	53.910 1176.4.01	199.458 2978.0.00	123.924 1900.9.07	45.510 732.1.06	65.180 950.2.17	82.846 2269.5.14	178.252 5684.1.19	192.163 1637.9.03	94.485 2202.2.28
	2.827 86.6.01	0.482 11.2.10	1.571 19.6.11	0.132 9.9.12	27.612 348.4.12	0.118 10.5.06			3.696 103.5.20		2.179 104.8.15	2.518 71.5.00
		35.550 680.8.06 0.545 17.4.01	2.514 32.9.06				2.602 78.6.04			7.695 471.3.28 0.898 77.4.04		
1.144 21.2.04	2.243 114.0.23				4.313 149.6.27			3.707 142.9.07				
	3.223 62.2.00										0.160 11.8.06	
		9.129 300.2.08			1.952 56.3.13				0.747 37.6.21			
			3.395 55.1.06 3.331 36.7.15							6.454 382.0.11		
0.408 16.3.02	1.169 46.8.04							2.182 109.8.22				8.549 396.9.08
									4.329 84.8.27			
						5.272 162.0.09						
	4.281 195.0.22 2.161 55.1.05 0.398 22.8.15	2.910 96.1.12	8.215 130.9.17				0.871 48.9.05		2.414 142.0.06		5.435 310.8.17	
					1.723 24.9.07 0.277 15.2.07			0.853 39.3.16		1.646 61.8.29		
			3.657 39.3.28			0.546 15.6.24						
	1.592 19.9.27									0.724 8.4.07		
										0.131 1.1.03		
	0.527 5.5.10							0.297 3.7.02	0.863 9.8.10		0.710 6.9.15	
										0.874 14.7.16		
0.055 3.9.24											0.158 15.7.15	
		0.855 17.4.06										
	0.241 7.5.11										0.023 2.3.10 0.455 37.6.28	0.302 10.3.14
									0.860 9.1.00	0.102 7.5.12		1.518 47.3.07
											0.144 13.7.22	
	1.287 14.7.22								0.826 9.3.13			
					0.290			1.260 16.1.29				0.399 4.5.24
	0.033 3.3.20 0.039 4.25 0.481 5.4.05 0.307 3.3.01											
											0.152 7.3.12	0.330 3.4.11

貫高  
開発高) 、下部の数字は面積を示す。  
総検地の結果である。

餅田村延宝元年の欄は新田検地帳  
2冊の中1冊だけの数値である。

仙台藩奥郡耕地地区分図



に見られるような、極めて大規模な集中的開発が、数度に亘つて実施されており、同地域の他の村においても、寛文・延宝期に同様の開発が為されている点、A・C地帯とは著るしい対照をなす。

さらに、開発が継続して展開されている点も、B・D地帯の一般的な特色と言えよう。すなわち、B地帯横瀬村における明暦二(一六五六)年、万治二(一六五九)年、寛文七(一六六七)年、十年、延宝三(一六七五)年、五年、七年、貞享元(一六八四)年、四年、元祿十(一六九七)年、十三(一七〇六)年、D地帯黄海村における明暦二年、寛文七年、延宝三年、貞享四年、元祿二年、四年、六年、九年、十五年等に見るごとくである。

これは、B・D地帯に、軍事的・行政的拠点として藩の設定した要害・所・在所が広範に配置され、「家格」を所持する有力な給人が一円的に支配を行なつていた地域と合致する村が多く、それ以外の所においても開発地に対する給地率が示すように、給人による在地支配の展開していた地域であつた点、A・C地帯と異なる所である。

開発地に占める給地率を開発面積との対応からみれば、延宝期までの開発においては、給地率と開発面積との間には正の関係が存することが明らかである。B地帯金森村で十七町歩の開発が為された慶安三(一六五〇)年、十五町歩の明暦二(一六五六)年、三六町歩の万治元(一六五八年)、三一町歩の寛文十(一六七〇)年、D地帯人首村において三八町歩の開発がなされた寛文十年は、いずれも一〇〇%の給地率を示す(表6参照)。

表6 開発地に占める給地率

	A 西根		峠	百岡	鬼死骸	B 金森		横瀬	若柳	C 小田代		日形	砂子田	D 人首		黄海
	正慶承明	保安応曆				延宝	天貞元			和享	寛文			治元		
2					100	0										
3	95.8		0	0		0	0		100							0
3	39								95.7							
2									100			0				
3					100				100				65.5	65		
1									100					0		
2	100								54.6	0						
5									31							
7									100							100
10									100						100	
11	100								100							
12					0					0						
1									100							
2	100		0		0	100			100							
3	21.1								0				0			18.5
5									100							
7									0					64.6		
1					3.5	100			0					0		
1									0							
4									0							0
2	7.1				7.5	0			0							0
4			0						0							0
5	8.6															
6													0			0
7	32.5															
8																
9									0						0	0
10					81.4	0										0
12										0						
13																
14	17.6															
15																
16																0

(各村検地帳より)

A地帯において飛び抜けた開発が行なわれている胆沢郡西根村の場合も、八四町歩の開発が行なわれた万治二年、三二町歩の延宝一(一六七四)年には、いずれも一〇〇%の給地率を示している。このように、各村で行なわれた大規模な開発は、ほとんど給人によるものであつた。しかるに、これらの各村においても、天和元(一六八一)年に金森村、延宝三(一六七五)年に若柳村で給地率一〇〇%を示した後、またD地帯人首村で延宝七(一六七九)年給地率六四・六、黄海村で延宝三年一八・五を示したのを最後に、新田開発は在地に経営基盤を持つ家中・足軽を主な労働力とする給人による新田開発から、藩の直接支配に基づく一般農民による新田開発へと展換する。<sup>(9)</sup> つぎにこの間の事情を開発主体との関連から考えよう。

註

- (1) 『岩手県史』近世篇1、一三七頁。
- (2) 『仙台藩農政の研究』一一三頁。
- (3) 前掲「御知行被下置御帳」。
- (4) 宝曆以降(一七〇四)の新田開発は、田返・畑返や水損の起し返しを中心とするもので、新規の開発は享保期に若干為されている。元禄末の村高と約七〇年後の安永風土記に記されている村高とを対比すれば表の如くである。各村における村高の増加は、下油田村で十七貫文、峠村で十三貫文、長坂村で七貫文の増加をみる他は極めて少なく、ほとんど新田開発が行なわれていないことが判明する(下段村高対比表を参照)。
- (5) 地域類型の設定に当つて、「正保年中七冊納奥州仙台領分」(斎藤銳雄氏採集史料の借覧)を基とした。本史料は、寛永検地の成果を正保年間に集計したものである。原本は仙台藩各村の村高・田高・畑高を貫高によつて

元禄安永村高対比表  
(宮城県史・各村検地帳より作製)

村名	元禄末の貫高	安永風土記の村高
A 村 百鬼滝嶮新	101.788	102.214
	79.224	80.906
	120.640	120.709
	144.802	157.802
B 村 若金土金餅横下	175.059	178.234
	377.708	377.813
	207.108	210.354
	43.440	42.910
C 村 角小保砂日	71.265	71.420
	89.401	89.401
	147.862	151.660
	103.594	120.792
D 村 長人黄	242.455	244.603
	74.064	74.499
	54.059	54.137
	49.008	49.008
D 村 坂首海	133.468	136.053
	96.581	103.723
	196.776	193.410
	199.240	201.359

示したものであるが、本論では寛永検地帳より、一貫文当りの田積・畑積を、田Ⅱ八・五反、畑Ⅱ四町一反と算出し、各村の耕地面積を概算して類別した。

- (6) A地帯は胆沢川扇状地の東部一帯および現在の花泉町、一関市南部の地域に存在するにすぎない。B地帯は、胆沢川扇状地西部一帯人首川流域、花泉町、一関市を中心存在する。C地帯は東磐井郡中央部と江刺市中部に広がり、これをとり囲むようにD地帯が北上川に添った地域と北上山系中の山間部に展開する。なお、図の広がり、ほぼ耕地分布と合致する。
- (7) 保呂羽村安永四(一七七五)年「風土記御用書出」(『宮城県史』二七、資料篇5)。
- (8) 西根村は、二五三貫の知行を有する「一家」大町備前の配置されたところで、寛永検地帳に一〇七名の家中と一八二名の足軽が名請している。A地帯の他村とは著しく様相を異にしている。
- (9) 前節で見た、万治年間に始まる給人統制の強化、新田開発の制約は、ほぼ二〇年を経過して実現し、藩による生産者の直接支配原則が貫徹する。

## 2 新田開発の主導的階層

### — 下油田村を通して

新田開発が展開される過程で、農村においては、いかなる階層が開発の主導権を持っていたのか、それは村落構造との関係から、さらには生産力構造との関連から、どのように理解されるだろうか。仙台藩において最も積極的に開発が進められたB・D地帯の中から、B地帯に属している磐井郡下油田村において分析を試みよう。<sup>(1)</sup>

下油田村は、寛永検地に際し三六名の名請人によつて八二町七反の耕地が名請され、七五貫八二九文の村高を持つ中規模の村である。耕地の二一%が蔵入地で、給地七九%は黒沢次兵衛、黒沢六左エ門、弓田次郎助、細谷九兵衛によつて支配されていた。

下油田村の新田開発は、正保二(一六四五)年、明暦二(一六五〇)年、万治元(一六五八)年、寛文九(一六六九)年、同十年、延宝三(一六七五)年、同九年の七回にわたつて実施されている。開発状況の詳細は表7に示すとおりである。

表によれば、同村における新田開発は、つぎのような経過をとつて進行する。

寛永検地施行の直後、正保二年に新田検地が実施されているが、この時期には、一般農民の開発への参加は全く見られず、ことごとく給人・家主水・細谷十太夫の家中・足軽によつて開発された。明暦二年の検地においても、肝煎内蔵助が、開発面積の一〇・六%に当る二反八歩の水

田を開発しているにすぎず、依然として氏家主水の家中・足軽の開く所であつた。

また、正保二年に竿入された耕地の名請人毎の平均開発面積が三・六五反と、それ以降の検地に比して高い平均反別を示していること、名請人の開発面積の間には、全体に極端な差が出ていない点は注目されてよい。これは、野谷地付与を受けた給人が、開発に当つて陪臣層への平均した分割によつて開発を為さしめた事による、給人開発に伴なう特殊な事情に基づくものである。

給地における百姓前<sup>(2)</sup>としての開発、もしくは蔵入地における農民の参加に基づく開発が見られるようになるのは、万治元年の検地からである。この開発は、氏家主水、中里藤左エ門の給地として開かれたものであるが、百姓前が三八・五%にまで達している。しかし、名請人毎の開発面積は、平均して陪臣層に多くなつており、まだ一般農民の積極的開発は行なわれていない。

しかるに、万治元年の検地を境として、奉公人前は後退し、延宝九年には開発が全て一般農民によつて行なわれるに至る。

では、新田開発に一般農民が参加してくる段階において、開発に中心的な役割を果たしたのはいかなる階層であつただろうか。

万治元年における開発は、表7の人頭番号1、21、24、25、27、28、29、31によつて行なわれている。彼等は25を除けば、いずれも二貫文以上の大高持であり、24(持高四・五貫)、31(三・九貫)、28(二・七貫)によ

表7. 下油田村名請人別開発状況

屋敷名	名請人	寛永18年	正保2年	明暦2年	万治元年	寛文9年	寛文10年	延宝3年	延宝9年	天和元年
①大石沢	弥左衛門	3.905 <sup>貫</sup> 29.6.24			0.053 5.08	1.039 14.4.29	0.040 7.18	0.040 7.18	0.106 3.1.20	0.005 5.10
2行沢	十右衛門	3.303 37.8.11					0.728 7.0.11		0.007 3.18	
3三竹	新百姓 長七	1.444 17.9.11				0.005 1.08				
4荒	弥十郎	0.973 9.8.19				0.039 1.7.20		0.105 3.1.29	0.084 1.5.23	
5猪岡	廿五衛	3.051 33.0.08				0.022 7.08		0.029 5.20	0.005 5.10	
6沢	弥次衛門	1.741 18.1.19							0.002 1.15	
7久保	平左衛門	1.871 18.6.02				0.009 2.08				0.138 4.5.14
8泉沢	徳右衛門	1.343 14.0.03					0.045 4.25		0.003 3.06	
9李沢	新百姓 市右衛門	0.553 12.1.14						0.417 4.4.22	0.010 1.06	
⑩苅谷	新百姓 利右衛門	1.526 19.3.22			0.019 7.20				0.009 9.10	
11上伊沢黒	平右衛門	2.987 28.4.15				0.018 4.04		0.054 1.7.15	0.005 2.20	
12下伊沢黒	惣衛門	3.148 33.9.14				0.173 2.6.27			0.054 3.4.18	
13北沢	文蔵	2.632 30.0.02				0.004 2.05				
⑭要害	長三郎	3.602 33.9.03				0.022 4.12				
15殿畑	八郎右衛門	2.385 25.0.16				0.038 8.07			0.034 2.2.12	0.142 2.3.20
16小原	新百姓 次郎左衛門	0.820 13.2.01				0.005 2.08				
17かばの沢	佐左衛門	2.626 30.4.04							0.019 1.2.19	
18星谷沢	作左衛門	2.108 25.4.21				0.046 2.0.09			0.083 5.8.00	
19桜窪	新百姓 大兵衛	1.379 14.2.01				0.002 0.28	0.166 1.5.28			
20間沢	左平次	3.117 30.9.24						0.019 1.0.01	0.001 1.10	
21かば沢	市兵衛	2.870 31.2.04			0.022 2.04			0.013 1.12	0.287 4.8.23	0.082 2.5.02
22畑ノ沢	新百姓 久左衛門	2.702 32.2.20					0.130 2.0.08			
23前かの	新百姓 孫惣	2.279 22.0.10				0.019 2.12				
24南堀越	門右衛門	4.522 53.6.02			0.502 5.4.06	0.997 10.0.04		0.011 5.10		
25原	新百姓 惣左衛門	1.361 18.8.14			0.024 1.24	0.020 7.15				
26八幡	新百姓 喜右衛門	1.052 13.7.27				0.144 1.3.02			0.001 1.12	
27中	新百姓 市左衛門	2.047 17.9.26			0.024 2.05					
⑳肝煎	十兵衛	2.706 29.4.05		0.224 2.0.08	0.285 3.2.11				0.023 1.1.06	
㉑砂子田	甚左衛門	2.382 24.7.02			0.018 1.18		0.365 4.4.00		0.010 9.16	0.336 8.8.08
30山中	門三郎	1.175 12.3.02				0.048 6.25			0.017 8.25	
31境田	久兵衛	3.934 38.1.17			0.039 4.12	0.167 4.4.29			0.001 0.28	
32橋本	新百姓 雅楽助	1.015 15.2.23								
33北堀越	新百姓 六右衛門	2.670 26.7.24				0.076 1.2.11				
34細谷	九兵衛 下中 与次右衛門	0.319 2.7.15								
35黒沢	次兵衛 下中 九右衛門	0.660 7.5.22								
36佐藤	四郎左衛門 下中 与左衛門	0.431 4.9.27								
37氏家主水	足輕 正右衛門		0.384 6.9.10							
38	久七		0.171 4.2.26							
39	弥次衛門		0.379 9.8.25		0.270 3.4.23					
40	彦惣		0.456 7.5.02							
41	清右衛門		0.046 1.1.16	0.058 7.08						
42	次郎助		0.281 3.6.13							
43	次左衛門		0.468 4.9.24	0.081 1.0.02	0.017 2.04					
44	十左右衛門		0.225 2.0.29	0.052 6.14						
45	小太郎		0.060 1.6.22							
46	掃部		0.042 5.06							
47	十次郎		0.023 2.28							

47	"	十次郎	0.023 2.28						
48	"	平十郎	0.042 5.06						
49	"	善九郎	0.009 4.10						
50	細谷十六夫 家中	佐左衛門	0.305 5.4.22						
51	"	久三郎	0.370 5.3.15						
52	氏家主水 足輕	清藏		0.069 8.20					
53	"	次兵衛		0.093 1.1.18					
54	"	勝右衛門		0.086 1.0.22					
55	"	二左衛門		0.062 7.24					
56	"	名左衛門		0.075 9.12					
57	"	太兵衛		0.071 8.26	0.260 4.0.25				
58	"	九左衛門		0.058 7.08					
59	"	喜左衛門		0.107 1.3.12					
60	"	弥右衛門		0.041 5.04	0.125 1.8.03				
61	"	出雲		0.026 3.08					
62	同人 家中	長太夫		0.361 4.5.02	0.080 2.7.13				
63	下漆田	満右衛門			0.024 2.11	0.086 2.1.06	0.668 7.9.27	0.062 4.2.00	
64	市ノ沢	与惣左衛門			0.111 1.2.23			0.012 1.29	
65	氏家主水 足輕	又助			0.483 5.5.02				
66	"	作右衛門			0.150 1.8.08				
67	同人 家中	平作			0.012 5.26				
68	せんそん九郎	左衛門				ヤ 0.046 1.7.00		0.005 0.20	
69	上漆田	九平次			0.026 7.06		0.009 9.03	0.013 1.05	
70	うば沢	喜平次			0.016 2.02				
71	弓田弥市兵衛 知行	覚右衛門			0.294 6.1.08				
72	砂子田	藤四郎					0.0.78 1.0.19		
73	行沢	又藏					0.8.06 8.4.06		
74	畑沢	茂伝次					0.1.67 1.5.19		
75	行沢	孫兵衛					0.7.08 8.8.20		
76	畑沢	藤作					0.0.88 8.14		
77	行沢	土佐					0.0.50 4.15		
78	かの	庄衛門					0.430 4.6.08	0.015 1.1.17	
79	谷地ばた	新右衛門					0.811 8.7.04		
80	中漆田	九兵衛					0.008 .2.18	0.005 4.01	
81	式堀	清右衛門					ヤ 0.552 8.8.15		
82	新	作右衛門					ヤ 0.677 10.4.13		
83	黒沢作兵衛 家中	与右衛門					0.198 4.1.20		
84	弓田弥市兵衛 家中	仁右衛門					0.025 2.5.05		
85	新	伝藏					ヤ 0.462 5.7.15		
86	新	三郎右衛門					ヤ 1.136 16.1.26		
87		次郎左衛門					ヤ 0.779 10.8.14		
88		伝十郎					0.762 8.8.11		
89		三五郎					ヤ 0.555 8.1.23		
90		与右衛門					ヤ 0.593 8.8.02		
91		次郎右衛門					0.373 4.6.17		
92		孫七					0.473 5.1.17		
93	境	六左衛門						0.015 3.18	
94	境	長四郎						0.020 1.9.04	0.087 2.1.23
95	岩之沢	甚内						0.010 5.06	
96	猪岡	三郎右衛門							
97	式堀	孫左衛門							
98	新	五郎右衛門							
99	新	与右衛門女房							

同一欄の上の数字は開発高（持高）  
下の数字は面積

①……代数百姓

ヤ＝新田検地で屋敷を名請しているもの  
96～99＝延宝8年人数改帳のみに記されているもの

つて百姓前の七〇・五%が開発されている。彼らの労働力構成および耕地の存在形態等の関係を整理すると表8のごとくである。屋敷内労働力の点からは、延宝八(一六八〇)年人数改帳に、

- 傘下大禪寺
  - 一 泉沢屋敷組頭徳右衛門四七 一女房三三
  - 一 男子さつま十六 一女子ざんまい一四
  - 一 女子称々六 一男子勘五郎二四
  - 一 女房二十
- 同宗
  - 一 弟吉左衛門四四 一女房四十
  - 一 男子とく十二 (以下六名略)
- 合拾六男八女八

と記載されているように、屋敷内に人頭とは別個に「同宗云々」と記されている半独立農民を所有している階層が優位にあり、従つて単位労働力当りの耕地面積も少なくなつており、新田開発への労働力投下の面で有利である。また、単位面積に対する土地生産力<sup>(4)</sup>、耕地一筆当りの面積は大高持層において好条件下にあると言えよう。五反四畝の開発を行なつた24、三反二畝を開発した28等は、いずれも耕地条件、労働力共に極めて高い値を示していることが判明する。明暦二年以降延宝三年迄の名請人毎の開発面積と生産力の関係についてみても、半独立農民を家内労働力として持つており、しかも持高が二貫文を越す農民によつて多くの

表8 下油田村生産力構造表

持高類型	人頭番号	持高	土生産力	地力	面積/労働力	耕地集中度	一筆の積	労働力数	開発面積
半独立農所有	5~4貫	24	4.522貫	84.5文	2.9反	14.1%	12.4セ	24人	159セ
	4~3	31	3.948	103	12.3	43.5	13.1	3.5	49
		1	3.905	132	3.0	38.6	18.5	15	157
		14	3.602	106	2.0	35.5	14.1	17.5	4
		2	3.303	88	2.1	34.5	11.4	18	0
		12	3.148	93	3.5	24.5	12.6	10.5	26
	3~2	20	3.117	101	3.2	73.0	10.7	10	10
		10	2.987	105	3.0	58.0	11.0	10	21
		21	2.870	92	2.9	31.0	11.6	11	3
		28	2.706	92	2.3	40.8	9.8	15	52
		22	2.702	84	3.6	34.2	11.9	9	0
		13	2.632	88	4.3	36.5	8.6	7	2
	2~1	29	2.382	97	3.6	45.2	11.7	7	45
		6	1.741	96	4.5	31.5	11.4	7.5	0
3		1.444	81	2.6	56.0	16.3	4	1	
半独立農非所有	1以下	8	1.343	96	1.7	76.0	9.4	8.5	0
		4	973	99	2.1	68.0	4.9	7	49
	4~3	5	3.051	92.5	4.5	34.2	11.2	7.5	6
		17	2.626	86	3.6	19.7	8.7	8.5	0
		15	2.385	95	3.2	52.0	13.2	8	8
		23	2.279	103	4.5	23.7	9.2	5	2
		18	2.108	83	2.9	27.5	13.4	9.5	20
	3~2	27	2.047	114	5.2	21.0	12.0	3.5	2
		7	1.871	100	5.4	18.5	8.9	3.5	2
		19	1.379	97	2.6	37.0	14.2	5.5	1
	2~1	25	1.361	72.5	3.9	25.8	9.9	5.5	9
		30	1.175	95	1.5	22.8	7.3	8.5	6
		26	1.052	76	3.0	31.6	13.8	5	13
		16	820	62	6.7	41.0	8.3	2	2
1以下	9	553	45.5	4.2	34.2	8.7	4	44	

註 表中労働力と関連した部分だけは延宝8年の人数改帳によつたが他は寛永検地帳による。

開発が為されている点、生産力構造と照応している。したがって、この段階における新田開発は、その大部分を労働力を多く擁している半独立農所有者層（家父長的複合家族経営者）、とりわけ単位面積当りの「高」の多い耕地を所有している大高持層によつて為された。<sup>(5)</sup>

しかるに、すでに寛永検地の段階で、血縁家族または「内」百姓において、自己の属している以外の名請人の耕地を主人として耕作し、自己の経営基盤を作りつつあつた、人頭屋敷から独立しつつある者が存在した事は既に述べたところである。彼ら半独立農民が、一般農民の新田開発による生産力の上昇と、藩の慶安五（一六五二）年「御村方万御定」<sup>(6)</sup>に見られる、

百姓名子水呑之者多キ所、并御検地御帳面ニ付候百姓ニ候共、子供兄弟数多有之者候ハハ、吟味之上無主所へ移候様可被申付候（下略）、のごとき新百姓自立政策によつて、人頭屋敷からの新百姓の自立が起る。たとえば、行沢屋敷五郎左衛門従弟三左衛門・弟伝左衛門がそれぞれ西屋敷・山屋敷を、大石沢屋敷弥左衛門弟助左衛門・従弟満平が田畑屋敷・西屋敷を、沢屋敷庄右衛門俣藤蔵が沢屋敷を、仮屋屋敷正右衛門従弟与兵衛が仮谷屋敷を形成することくである。新百姓自立現象の現われる時期は、給人の新田開発が藩によつて規制されてくる時に当り、農村においては、旧百姓が半独立農民をも労働力として新田開発に従事した後、延宝（一六七三）に入つた時期に当る。

万治元年の検地において、下柴田屋敷と市ノ沢屋敷が分出されるのを

始めとして、寛文九年には、せんそん屋敷・上柴田屋敷・かば沢屋敷、同十年には行沢屋敷等七件を加え、延宝三年には十一件、同九年には三件の増加を見る。新田開発の過程を通して自立する新百姓は、持高の面では延宝三年新屋敷三郎右衛門のみが一貫文を越えるにすぎず、百文にも満たないような、面積の点からは五畝歩にも達しないような新百姓をも含めて、五百文以下の持高を有する者が大部分を占め、極めて零細である点特徴的である。また、彼らは必ずしも屋敷を名請けしているとは限らない。

新田開発の伸展によつて、新百姓が自立することは、下油田村に限つた現象ではなく、地域によつて、寛文ノ享保（一六六一―一七三〇）と時期を異にはしているが、仙台藩に広く検出される現象である。天狗田村において寛永から延宝にかけて、狼河原村では享保年間までに、曲竹村では宝暦年間（一七五一―一七六四）までにそれぞれ人頭百姓が三倍になつて<sup>(8)</sup>いる。このような新百姓の分出は、貞享四（一六八七）年の下油田村において、寛永検地段階では存在しなかつた持高五〇〇文以下の零細農民が、二十名も自立していることに端的に示されているような、著るしい零細農民の増加をもたらした。ここに藩は五貫文制を制定し、新たに分出した零細農民の維持に努め、彼らに貢租負担者として確保しようとした。<sup>(9)</sup>

これまで、下油田村における開発の動向を、開発主体と開発規模の点から見てきたが、開発された耕地そのものについての特質をみてみよ

表9 下油田村水田・畑地率表

年次	種類	田積	田地率	畑積	畑地率
		反	%		
正保2	2	34.2.10	62.5	20.5.04	37.5
明暦3	3	19.6.11	100		
万治元		26.1.02	79	6.8.04	21
寛文9	9	27.1.07	49.2	27.9.29	50.8
同	10	29.5.05	80.2	7.2.10	19.8
延宝3	3	92.3.25	61.4	38.5.22	38.6
同	9	5.6.22	15	31.8.15	85
天和元				43.6.19	100

する傾向にある。延宝九年には十五%まで下向し、天和元（一六八二）年の明屋敷検地においては、水田は全く開発されていない。

これは、開発技術の問題と、投下労働力にあると考える。寛永検地の時点で開発されなかつた野谷地に対する水利施設の問題、あるいは野谷地の地理的条件によつて、給人による開発の着手をみた正保段階では、多くの労働力投下を可能としたにもかかわらず、畑地を開発する場合の数倍の労働力と、高度な開発技術を要する水田開発が十分な進展をみせず、相対的な水田地率の低下となつて現われるが、給人による開発の継続は、漸時水田地率の増加をもたらすに至る。しかるに、一般農民による開発が行なわれてくる段階においては、家中・足輕の集中的な使役にみられたような労働力投下を困難とし、かつ新田開発の進行により、開

う。表9は開発面積に占める田積・田地率、畑積・畑地率を示したものである。寛永検地実施直後の正保二年には、畑地率三七・五%であつたが、その後明暦・万治においては水田を中心とした開発が展開されている。しかるにその後の開発では、水田地率が漸時低下

発対象地が次第に水から離れて行くことによつて、ふたたび開発面積に対する畑地率の増加をもたらす。

下油田村に見られた畑↓水田↓畑へと開発対象が移行する現象は、決して下油田村に限られ現象ではない。それぞれの村において時期的な隔りはあつても、他の地域にも検出されるころであり、近世初期の耕地開発における生産力構造との関連から興味深い現象と言えよう。

## 註

- (1) 下油田村について、高倉淳氏「藩体制の確立の過程」(『歴史』第一五集)がある。氏は、近世的な藩体制の確立のマルクマールを小農民自立と給人知行支配の排除におき、下油田村を通して近世的本百姓の成立と給人の在地性払拭を共に貞享・元禄期に求め、この時期に藩体制は確立すると説く。
- (2) 給地における一般農民耕作地を百姓前と言う。給地の耕作は、全て家中や足輕を以て行なわれたわけではない。一般に相給形態をとる仙台藩において、給地は陪臣層の耕作する奉公人前と、一農民一給人を基本形態とする百姓前とから成つていた。(渡辺信夫氏前掲論文、佐々木慶市氏前掲論文)
- (3) 「内」百姓が家族を形成し、自己の従属している名請人以外の耕地を作人として耕作し、後に独立した屋敷を形成することは既に述べた所である。下油田村における「同宗云々」として人頭家族とは別個に記載された階層は、人頭の親・伯父・弟・従弟・聿・水呑など様々なものがある。彼らは「内」百姓と同様、複数の夫婦・下人等までも含めた複合家族形態をとるものもあり、一個の独立した家族を形成していた。名請人の耕地を作人として耕作する点も同様である。彼らは新田開発の過程を通して新百姓として自立する。このような階層を「半独立農民」として扱えた。
- (4) 耕地の単位面積に対する生産高を土地生産力として扱えた。土地生産力

は、生産材・労働力等の要件をも加味して定められるべきものであるが、現在史料の制約から不可能である。

(5) 下油田村で検出されたこの傾向は、決して下油田村に特殊なものではなく、B地帯金沢村、D地帯長坂村においても全く同じである。

(6) 『仙台藩農政の研究』二六二頁。

(7) ここで言う旧百姓とは、寛永検地の際の本百姓・新百姓を指し、新田開発を通して自立する新百姓と区別するためこう呼んでおく。

(8) 天狗田村については、渡辺信夫氏「村方地主の構造とその分解」、『東北文化研究室紀要』第二集、曲竹村については島田隆氏「近世農村の分解」、『研究年報経済学』二一号、狼河原村については細井計氏「近世東北農村の構造と煙草生産」、『東北文化研究室紀要』第五集、同氏「仙台藩中期における新百姓の自立過程」、『日本文化研究所研究報告』別巻第四集。

(9) 『仙台藩農政の研究』において、平重道氏は、五貫文制を、「百姓持高を最高五貫文に抑えること、百姓持高の最低を一貫文前後とすること、百姓の持高は一貫文の稼人三人の積で計算すること」と理解された。これに対して守屋嘉美氏は「近世前半期の共同体」、『共同体の史的考察』所収)において、五貫文制は大高持化の抑制による零細農民の維持を目的としたもので、一貫文稼人三人の規定は、労働力に対する持高の標準を示したもので、最低持高の制限を行なったものではないと解される。筆者も、新田開発によって大量に折出された小農民を直接の貢租負担者として維持するための法令であつて、最低経営規模の限定ではないと考える。

## 六、むすびにかえて

仙台藩初期の新田開発は、藩の新田開発政策と開発主体との関連から、三つの段階をとつて展開する。本論を結ぶに当つて、それぞれの段階における新田開発の藩制的意義を整理したい。

第一期は、領主強制による給人開発の展開する時期である。この時期は移封後の仙台藩が、その領国支配体制を形成する時期に当る。この段階において、藩は幕府より課せられる六二万石大名としての軍役に対応するために、また、旧葛西大崎の家臣団を藩体制に編入するために、膨大な家臣団を編成しなければならなかつた。その編成に際し、藩の権力基盤が未確立な状態にあり、在地における中世「在家」的複合大家族経営の残存と、直臣層の「在家」に対する強力な領主的支配現象に強く規定されているが故に、藩は直接生産者を支配し得ず、また給人の在地支配権も払拭できず、妥協的に給人地方知行制を採用した。さて、この状況下において、藩は藩財政に照応しない巨大な家臣団の維持と、藩財政確立のための新田開発を急務とし、給人の持つ家中足軽層を開発労働力として集中的に使役することによつて、大規模な新田開発政策を展開する<sup>(1)</sup>。この時期の開発は、以上に述べた状況を反映して、藩をして給人の生産力を顧慮することなく、給人に対して強制的に、野谷地を知行地そのものとして付与することにより開発させるといふ、きわめて領主的な意図に基づく開発形態をとらしめた<sup>(2)</sup>。ここに「家格」を所持し、きわめて多くの陪臣層を持つ大身層を中心として大規模な開発が行なわれた。

しかるに第二期は、開発の進展による藩財政の一定の拡充が為された段階で、藩によつて、強固な在地支配権と開発による知行高の増加を背景として、領主的支配を行使し得た給人の知行権の抑制と直接生産者の掌握が図られ、領内総検地、租税体系の確定、給人知行権の限定等の一連

の政策が展開される時期である。それは寛永十五（一六三八）年に始まる。この段階における新田開発政策は、藩政の重点が新田開発による藩財政の確立から、農民の直接的支配へ移行したことによつて、藩の強制的野谷地付与による開発から、給人の申請に基づく野谷地付与による開発へと転換する。この時期の農民の主要部分が家父長的大家族経営を行なつてゐるにもかかわらず、自然的・技術的条件、労働力量の点から、いまだ全面的に給人から農民へ開発主体を移行できない状況にあつた。そこで、藩は給人の開発への参加を容認し、その陪臣層と在地の農民を労働力として開発せしめたのである。第二期において開発に参加した農民は、隷属農民を所有し複合家族形態をとる上層農民であつた。またこの段階で開発に積極的であつた給人層は、知行高五〇貫文以下の階層である。これは、第一期における開発が、藩財政の速かな確立を目指して実施された為に、大身層を中心として行なわれ、自己の経済安定を計り得なかつた下級家臣層が、藩の政策転換により、申請による開発を可能とした事から、再生産維持を計つて極めて積極的に参加した注目すべき現象である。

さて、第三期はすでに第二期において上層農民が開発に参加することによつてもたらされた経済的上昇により、農民が藩に対し給人の恣意的搾取の排除・給人非分の弾劾を要求し、これとの対応から、藩が本来的に意図していた直接生産者支配という幕藩制的支配原理を貫徹させるために、給人の領主的恣意的支配を禁止し、知行権を徴税権のみに限定す

ることを通して、より直接的な基礎構造支配に政策を展開させた段階である。この政策と呼応して、藩は万治三（一六六〇）年に給人開発に対する著しい制限を加える。第三期の新田開発の特質は、以上の政策との関連から、前期までの開発によつてもたらされた農業生産力の上昇からくる農業経営基盤の安定を背景として、広範な一般農民による開発の伸展が見られるところにある。すなわち、藩政の質的転換は、この時期において給人開発を急激に縮小せしめ、開発の主導権を一般農民側に移行せしめた。また、農民開発は、大家族形態をとる経営体の内部で、一個の家族を形成し、作人として自らの耕作権を保持することを通して、自立的な経営基盤を構築しつゝあつた傍系親族および隷属農民を、複合家族経営体から分出し得る基盤を醸成した。ここに、新田開発を通して零細農民の分出が進行し、農民層の初期的分解が起きる。この現象は、集約的農業経営を可能とした水田地帯から漸時山間の畑作中心地帯へと移行した。

以上の分析から明らかのように、仙台藩における新田開発の藩制的意義は、第一に藩制形成期における特殊事情に強く規定されて、直接生産者の掌握に基づく幕藩制的支配原理を貫徹しえない状況下において、藩財政の確立が給人開発を通して行なわれた故に、給人地方知行制による基礎構造の二元的支配体制を払拭し得ない一要因として作用した点にある。しかるに第二に、給人開発は一定の農民生産力の上昇をもたらし、藩をして給人知行権の限定を通して直接生産者支配原則に基づく農村支

配を強化せしめ、小農民を分出させる基盤を形成するという、他の諸藩に共通した意義を持つていたといえよう。

新田開発を通して折出した零細農民を貢租負担者として確定するため、藩は新田開発によつて大高持化した上層農民の持高を五貫文に制限し、収納分を零細農民に開発させ再生産の維持を計つた。

仙台藩の新田開発第一期は、藩体制の形成期に、第二期・第三期は、藩体制確立期において展開された。大家族経営体から分出した小農民を五貫文制によつて把握し、給人の知行権の限定を貫徹した第三期に仙台藩における藩体制は確立したと言えよう。時期的には寛文延宝期に相当する。

本論においては、諸種の制約により、大規模な開発を行なつた給人の農業生産者としての性格、特に基礎構造との関連、生産関係の分析から、給人地方知行制の藩政上の意義を考えるまでには至らなかつた。諸先学の御指導を得、後日を期したい。

最後に、史料採訪に当つて便宜を計つて下さつた岩手県立図書館の一倉則文氏をはじめとする職員の方々、宮城県立図書館の職員の方々ほか多くの方々深く感謝申し上げる次第である。(昭42・7・15稿)

#### 註

(1) 給人をして新田開発を行なわしめる方法は、大村藩、土佐藩をはじめ多くの藩において採用されている近世初期周辺諸藩に共通して見られた開発方法である。大村藩については、藤野保氏『幕藩体制史の研究』第二篇第三章。土佐藩については、松好貞夫氏『土佐藩の郷土制度』、『新田の研究』

所収)。

(2) 米沢藩においては、開知行という形態をとつて土豪地侍層を起用して開発させ、開発高を知行地にする方法が採られた(藩制成立史の総合研究―米沢藩―五六二頁)。秋田藩では、「指紙開」と言つて藩の指紙を得て、給人土豪層を中心に彼らの経費による開発を行なわしめた(山口啓二氏「秋田藩成立期の藩財政」、『社会経済史学』二四―二所収)。また、平戸藩においては、貞享三(一六八六)年に地方知行の整理が行なわれているが、新田開発によつて安堵された知行地は地方知行が認められていた(藤野保氏前掲書第三篇第二章)。

(3) 安藤重雄氏前掲論文。